

土木学会教育論文集投稿要領

教育企画人材育成委員会
教育論文集編集小委員会

1. 投稿者

本会会員、非会員を問わない個人。本会の委員会・小委員会・部会も投稿できる。

2. 原稿提出先

教育論文集編集小委員会（以下小委員会という）。

3. 原稿提出期日

当該年度の9月末日。投稿原稿の受付日は、この提出期日とする。

4. 投稿原稿

投稿原稿は原則として未発表のものとし、その区分および内容は次のとおりとする。

i) 論文

技術者教育の進展や人材育成に資する有用な成果や取り組み、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、新たな情報・提言を含む論文として完結した体裁を整えているもの。

ii) 報告

教育企画・人材育成などに関わる有益なデータや事例の紹介など。

iii) 討議

- 1) 発表された論文・報告、委員会報告に関連した討議者の知見・提案。
- 2) 発表された論文・報告、委員会報告についての意見または質問。

iv) 委員会報告

土木学会規則および土木学会委員会規程によって定められた、調査研究・教育企画人材育成に関する常置委員会および臨時の目的のために設置された委員会・小委員会・部会の諸活動およびその成果を報告するもので、当該分野の技術者教育や人材育成の体系化をはかり、今後の課題の提示や新たな展望を示すもの。なお、委員会報告は委員会・小委員会・部会名で投稿するものとする。

[注] 招待論文・招待報告（総説・解説など）には一般投稿を受け付けない。

5. 査読分野および査読手続

5.1 査読分野

査読分野は以下の通りとする。投稿に際しては該当する分野および4.に記した投稿原稿の区分を明記すること。ただし、委員会の判断で分野を変更することがある。

《査読分野一覧》

- (1) 大学・大学院教育
- (2) 高等専門教育
- (3) 高校教育
- (4) 初等・中等教育
- (5) 生涯教育
- (6) 男女共同参画
- (7) エンジニアリングデザイン教育

- (8) シニア活躍促進
- (9) 産業界教育
- (10) 倫理・社会規範
- (11) 地球環境
- (12) その他の教育企画・人材育成に関する分野

5.2 査読手続

- 1) 査読は、5.1に示した分野ごとに行う。
- 2) 投稿原稿に対し、委員会は査読を行って登載の可否を決定する。査読にあたって委員会は著者に対して問合せ、または内容の修正を求めることがある。
- 3) 査読の結果、投稿原稿に対して修正を求める場合がある。
- 4) 原稿に関する照会、または修正依頼をしてから4か月以内に著者から回答がない場合には、委員会は当該原稿の登載を否とする。

6. 投稿原稿の書き方

- 6.1 投稿原稿は、論文の査読の段階で用いるための原稿である。投稿原稿は教育論文集の様式に従ってとりまとめること。
- 6.2 投稿原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。
- 6.3 投稿原稿は、「教育論文集投稿の手引き」に沿って書かれた和文・英文いずれかに限る。
- 6.4 登載決定後に論文報告はJ-STAGEに登載される。

7. 投稿の方法

論文投稿票（申し込みフォーム）に必要事項を記入して投稿原稿とともに所定規格でpdf化し、小委員会ホームページ内の投稿フォームより電子投稿すること。査読により登載が決定した場合には、所定規格でpdf化された論文報告の最終原稿ファイルを小委員会ホームページ内の投稿フォームより電子投稿すること。査読の際に修正意見が出された場合は、適宜修正を施してから提出すること。適切な修正がなされていない場合には小委員会は登載を取り消す。

投稿原稿の詳細については「教育論文集投稿の手引き」および土木学会の教育論文集編集小委員会ホームページ (<http://www.jsce.or.jp/committee/education/journal/>) を参照すること。

8. 著作権の帰属（譲渡）

論文集に掲載された著作物の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む）は本会に帰属（譲渡）する。著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただしインターネットのホームページなどに全文を登載する場合は、本会へ通知しなければならない。第三者から、著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、本会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を通知する。

9. 共同著者の責任と著作権：

共同著作された論文・報告の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められない。したがって査読中に著者表示に関わる変更があった場合には、論文・報告は著者取り下げのうえ、新規論文・報告として改めて投稿を受け付ける。

10. 掲載料については「教育論文集投稿の手引き」を参照すること.

2008年5月1日制定